



和歌山市公報

令和8年（2026年）3月27日
号外第4号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目 次

【 監査委員公表 】

番号		ページ
3	定期監査の実施に基づく結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・（監査事務局）	2
4	財政援助団体監査の実施に基づく結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・（監査事務局）	4
5	監査委員情報セキュリティ基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・（監査事務局）	6

和歌山市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年3月27日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同 上	寒	川		篤
同 上	丹	羽	直	子
同 上	中	谷	謙	二

第1 監査の期間

令和7年9月8日から令和8年2月9日まで

第2 監査の実施箇所

1 市長公室

企画政策部

企画政策課、シティプロモーション課、秘書課、広報広聴課

2 総務局

総務部

総務課、人事課（職員研修所を含む。）、職員厚生課、行政経営課、デジタル推進課

3 危機管理局

危機管理部

総合防災課、地域安全課

4 市民環境局

市民部

市民自治振興課（地域フロンティアセンターを含む。）、市民課（東部、河南、河西、河北、中央、北、南サービスセンターを含む。）、男女共生推進課、人権同和施策課（芦原、杭の瀬、善明寺、平井、本渡、岩橋、木ノ本、鳴神、大垣内、弘西、口須佐、栄谷文化会館を含む。）

環境部

廃棄物対策課、環境政策課、青岸清掃センター、収集センター（北事務所、西事務所、ストックヤードを含む。）、浄化衛生課

5 議会事務局

議会政策課、秘書広報課

6 企業局

経営管理部

企業総務課、契約課、経理課、営業課、技術管理課

水道工務部

水道企画課、管路整備課、維持管理課、上・工業用水道管理課（加納浄水場、出島浄水場、水質試験事務所、六十谷第1・第2浄水場を含む。）

下水道部

下水道企画建設課、下水道管理課、終末処理場管理課（中央、和歌川、北部終末処理場を含む。）、下水道施設課

第3 監査の事項・実施内容

- 1 調定、収納及び現金取扱状況
- 2 予算の執行状況
- 3 財産の管理状況
- 4 委託料、補助金等の有効性及び効率性
- 5 契約事務の適正性
- 6 各事務処理の必要性及び効率性
- 7 その他

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第5 監査の結果

和歌山市監査基準に準拠して監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

しかし、是正又は改善すべき事項が一部見受けられたので、次表のとおり指摘する。

特に、次表に掲げる指摘項目のうち、領収証書の取扱い誤りについては、令和5年度の定期監査においても指摘していることから、改めて現状を十分認識し、適正な管理体制の確立を望むものである。

なお、監査の際に見受けられた改善を要する軽微な事務の誤りについては、その都度指導したので省略する。

指摘項目	監査結果	担当局部課等名
出納員の事務引継ぎ漏れ	和歌山市財務規則の規定に基づき、出納員による事務引継ぎが行われた際に、収納金（現金）の引継ぎ手続を行わず、後任者が指定金融機関に、納付書を用いて払い込んでいるものが見受けられたので、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。	市民環境局 市民部 男女共生推進課
領収証書の取扱い誤り	領収証書において、現金取扱員の領収印は領収証書を交付する際に押印すべきところ、事前押印し保管しているものが見受けられたので、今後このようなことがないよう適切な取扱いを徹底されたい。	市民環境局 市民部 市民自治振興課
	領収証書において、出納員の領収印は領収証書を交付する際に押印すべきところ、事前押印し保管しているものが見受けられたので、今後このようなことがないよう適切な取扱いを徹底されたい。	市民環境局 市民部 市民課 中央サービスセンター

（令和8年3月27日揭示済）

和歌山市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年3月27日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同 上	寒川篤
同 上	丹羽直子
同 上	中谷謙二

第1 監査の期間

令和7年9月8日から令和8年2月9日まで

第2 監査の対象

- 1 和歌山市地域安全推進委員会
（地域安全推進委員会交付金）
- 2 和歌山市人権委員会
（連合人権委員会交付金）

第3 監査の事項・実施内容

- 1 財政援助団体関係
 - （1）申請書、請求書等の提出の適時性
 - （2）対象事業の計画性及び有効性
 - （3）出納関係書類の整備及び保管状況
 - （4）会計経理の適正性
 - （5）精算報告及び返還金処理の適正性
 - （6）会計上の責任体制の確立、内部統制の有効性
 - （7）現金、預金通帳等の管理体制
 - （8）監査役、監事の独立性
 - （9）その他
- 2 所管課関係
 - （1）交付決定の適法性
 - （2）交付要綱の整備状況
 - （3）交付目的及び補助事業内容の明瞭性
 - （4）補助金等の額の算定及び手続の適正性
 - （5）実績報告書等による補助金等の効果及び条件履行の確認
 - （6）その他

第4 監査の着眼点

補助金等の財政的援助を与えている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

第5 監査の結果

和歌山市監査基準に準拠して監査した限り、監査の対象となった財政援助団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていることが認められた。

なお、監査の際に見受けられた改善を要する軽微な事務の誤りについては、その都度指導したので省略する。

1 和歌山市地域安全推進委員会

監査対象年度	令和6年度
監査実施日	令和7年10月10日
所管課	危機管理局 危機管理部 地域安全課
交付金名	地域安全推進委員会交付金
交付金額	1,344,000円

2 和歌山市人権委員会

監査対象年度	令和6年度
監査実施日	令和8年1月21日
所管課	市民環境局 市民部 人権同和施策課
交付金名	連合人権委員会交付金
交付金額	12,393,000円

(令和8年3月27日揭示済)

和歌山市監査委員公表第5号

和歌山市監査委員情報セキュリティ基本方針を次のように定める。

令和8年3月27日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同上	寒川篤
同上	丹羽直子
同上	中谷謙二

和歌山市監査委員情報セキュリティ基本方針

1 目的

この方針は、和歌山市監査委員（以下「監査委員」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、監査委員が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(5) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(6) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) LGWAN接続系

LGWANに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（個人番号利用等事務系を除く。）。

(8) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(9) 通信経路の分割

LGWAN接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(10) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

この方針が適用される範囲は、監査委員及び監査事務局とする。

(2) 情報資産の範囲

この方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書
- エ 紙書類やデータなどの状態、記録媒体に限らず、組織内にある全ての情報

5 職員等の遵守義務

職員、臨時・非常勤職員等（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たってこの方針を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

前記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

監査委員の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

監査委員の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の対策を講じる。

- ア LGWAN接続系においては、LGWANと接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。
- イ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、他市町村等のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム設置区画、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人

的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、この方針の遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、この方針の運用面の対策を講じるものとする。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

この方針の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 この方針の見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、この方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、この方針を見直す。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月27日揭示済)